

新旧対照表（抄）

○ 中央区立中央会館条例（昭和四十八年十月中央区条例第二十一号）

新		別表（第四条・第九条関係） 一の表及び二の表（略）	
旧		別表（第四条・第九条関係） 一の表及び二の表（略） 三 結婚式場等の利用区分及び利用料金	
附 則		この条例は、令和八年四月一日から施行する。	
		種別 利用料	利用区分
		金	
		結婚式場	八、〇 挙式一回とし、親族控室を含む。
		集会室	八、〇 披露宴会場に利用する場合とし、披露宴一回について二時間三十分以内とする。